


第 4397 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 1月10日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 原発賠償金の取扱い

Q：原発事故により受け取った賠償金は、所得税法上、どのように取り扱われるのですか？

A：次のような取扱いになることが確認されています。

【解説】

原発事故により被害を受け、賠償金を受け取った場合の所得税の取扱いが、さきごろ国税庁から明らかにされました。

内容は次のとおりです。

【避難対象者に対する賠償金（事業に関するものを除く）】

①避難生活等による精神的損害、避難・帰宅費用、一時立入費用、生命・身体的損害、検査費用（人）、家事用の資産に係る検査費用（物）として支払われる賠償金は、非課税所得に該当し、所得税の課税関係は生じない。

②就労不能損害として支払われる賠償金のうち、給与等の減収分に対する賠償金（転居費用及び通勤費増加額として支払われる部分を除く）は、一時所得の対象になる。

【個人事業に対する賠償金】

①営業損害、業務用の資産又は棚卸資産に係る検査費用（物）として支払われる賠償金は、事業所得等の収入金額となる。

②収入金額として算入すべき時期は、原則、賠償金の合意が成立したときとなるが、継続して、その補償対象期間に応じそれぞれの年分の事業所得等に算入しているときは、これが認められる。

